

港湾関係災害関連事業（一般関連・補助）

事業の概要

- 予算科目
 - (項) 河川等災害関連事業費
 - (目) 港湾施設災害関連事業費補助
- 事業内容

災害復旧事業として採択した箇所又はこれを含めた一連の施設の再度災害を防止するため、災害復旧事業と合併して改良する事業。

■ 事業主体
地方公共団体等

■ 補助率

	通常	北海道	離島	奄美	沖縄
港湾施設	1/2	1/2	1/2	1/2	1/2
海岸保全施設	1/2	11/20	11/20	2/3	9/10

注1) 港湾施設については予算補助
注2) 海岸保全施設については、海岸法施行令第8条等による

- 施行期間

災害発生年度を含めて**3ヶ年**以内
- 採択基準及び採択限度額
 - (1) 地方公共団体等が維持管理する港湾及び海岸（港湾に係るもの）の災害関連事業であること。
 - (2) 原則として、1箇所の関連工事費が都道府県及び指定都市にあっては**800万円**以上、市町村にあっては**600万円**以上であり、かつ災害復旧工事費に対して100%を超えない範囲のものであること。

一般関連事例

・災害関連事業で実施
護岸の改良
(背後施設の重要度及び被災原因を考慮し、一連防護となるよう補助災で復旧する天端高と同一となる嵩上げを実施)

H30年災 和歌山下津港(和歌山県)
緑地護岸 ※台風第21号により被災

